

副食費の交付申請について

保護者が実費負担する給食費の中の副食費（おかず・おやつ等）に対する補助事業があります。認定区分（第1・2・3号）に関係なく申請できます。

【補助の対象者】・・・次のアとイのどちらか一つでも当てはまる子ども

ア：年収360万円未満相当世帯の子ども

イ：小学校3年生までの兄・姉から数えて第3子以降の子ども

【支給方法】

3か月ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）の償還払いです。（償還払いとは一旦、保護者が幼稚園へ副食費（給食費）を納め、保護者が美濃加茂市へ交付申請し、美濃加茂市から保護者の口座へ入金する方法）

該当する方は、以下の手続きをお願いします。

【手続き】※ 申請書と記入例は、幼稚園、美濃加茂市教育委員会にあります。
美濃加茂市ホームページからもダウンロードできます。
<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>

<副食費の交付申請>

以下の書類を交付申請スケジュール（裏面に記載）の交付申請期限までに、幼稚園または美濃加茂市教育委員会へ提出してください。

① 「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書」

（記入例を参考にしてください。）

② 幼稚園が毎月発行する給食費を支払った月の「領収証」の写し

（保護者の方が副食費を幼稚園に納めている証拠書類となります。）

※ 幼稚園によって、②の書類を保護者の方にお渡しする日が違いますが、書類が整い次第提出してください。

提出書類を確認・審査の結果、補助対象に決定した場合は「支給決定通知書」の支給予定時期の期日に美濃加茂市から指定の口座へ振り込みます。

【留意事項】

- ・幼稚園に申請書と添付文書を提出される場合は封筒に入れ、封印し、園児の名前を封筒に書いて提出してください。
- ・副食費（給食費）を幼稚園に納めていないと幼稚園から領収証を発行することができません。遅滞なく納付いただきますようお願いいたします。また、発行された領収証は大切に保管願います。
- ・副食費交付申請書は、提出期限を過ぎても随時受け付けますが、できる限り期限を守っていただきますようご協力ください。
- ・振込先を確認させて頂くために通帳のコピーを添付してください。
- ・審査の結果、条件に該当しない場合は補助金の不支給となります。
- ・給食費を収めた年度の市民税が美濃加茂市で課税されていない場合は課税された住所地の市町村で発行される市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など）を添付してください。

裏面⇒

- ・年収360万円未満相当世帯とは、**市町村民税所得割課税額合計が77,101円未満**の世帯を指します。（同じ世帯員の合計額であることに注意）課税額を確認するためには

会社勤めの方⇒「**令和3年度**給与所得者に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定変更通知書」

自営業の方 ⇒「**令和3年度**市民税・県民税納税通知書」

の**市民税所得割額**をご覧ください。但し**令和3年**1月2日以降に美濃加茂市に転入された方や単身赴任などで美濃加茂市以外から課税されている方は、**令和3年**1月1日現在の住所地の市役所等から発行された通知書で確認してください。

上記でご案内した通知書等が手元にない場合や、自分が該当するかどうか判断できない場合は取りあえず申請して頂いて構いません。申請後、課税情報を確認させて頂き補助金の対象とならない場合は補助金不支給決定通知書がお手元に届きます。

！注意：所得割課税額に以下の控除が含まれている場合、控除は認められませんので控除前の所得割課税額で対象であるかどうかを判断します。

寄附金税額（ふるさと納税）控除、外国税額控除、

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等（住宅ローン）特別税額控除

- ・申請者名は「**認定保護者名**」を記入してください。その際、振込先の口座名義人が認定保護者と異なる場合は、「委任欄」に必要事項を記入し、捺印して申請してください。

◇交付申請スケジュール◇

給食費支払月	交付申請期限
令和3年4～6月	令和3年7月20日（火）
令和3年7～9月	令和3年10月20日（水）
令和3年10～12月	令和4年1月20日（木）
令和4年1～3月	令和4年4月8日（金）

！注意：年度末の交付申請期限については4月10日となります。

（但し、期限の日が土日祝日の場合はその前の平日が期限の日となります。）

申請書の申請日は3月31日としてください。

申請期限の日を過ぎた場合は次回の申請期限の申請として受け付け、申請日は4月1日以降となります。

問い合わせ先：美濃加茂市教育委員会 学校教育課
TEL：0574-25-2111（内線465）